

南城市いじめ防止基本方針



平成 2 8 年 3 月

南城市教育委員会

南城市いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

また、いじめは、単に子どもたちの問題として捉えるのではなく、子どもとともに大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との認識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにして作るかという、学校を含めた社会全体に関する課題であると捉え、いじめを許さない風土づくりを進めていかなければなりません。

国においては、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が制定され、同年10月には「いじめの防止等のための基本的な方針」が策定されました。

沖縄県は、同法第12条の規定に基づき、国の同基本方針を参酌し、平成26年9月に「沖縄県いじめ防止基本方針」を策定しました。

そこで南城市は、沖縄県の基本方針を受け、南城市教育委員会、学校、家庭、地域、その他の関係者の連携の下、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「南城市いじめ防止基本方針」を策定します。

この「南城市いじめ防止基本方針」では、いじめの防止等の取り組みを市全体で円滑に進めていくことを目指し、すべての子どもたちの健全育成及びいじめのない子ども社会の実現を方針の柱としています。

また、南城市立小・中学校においては、学校が取り組むべき「いじめ防止対策基本方針」を策定し、学校における「いじめの防止等を推進する体制づくり」を確立するとともに、迅速かつ適切に「重大事態」等にも対処します。

今後、南城市においては、「南城市いじめ防止基本方針」に基づいて、いじめの未然防止、いじめが発生した場合の早期解決及び再発防止に向けて取り組んでまいります。本市の将来を担う子どもたちのため、多くの関係者の皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

目 次

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方	
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
2 いじめの定義	1
3 いじめの理解	2
4 いじめの防止等に関する基本的な考え方・基本姿勢	2
(1)いじめの未然防止	2
(2)いじめの早期発見	2
(3)いじめへの対処	3
(4)学校・家庭・地域との連携	3
(5)関係機関との連携	3
第2章 いじめの防止等のために南城市が実施する施策	
1 南城市いじめ防止対策連絡協議会(仮称)の設置	3
2 南城市いじめ問題専門委員会(仮称)の設置	4
3 教育委員会の取り組み	4
(1)いじめの防止・早期発見に関すること	4
(2)いじめの対応に関すること	5
(3)学校評価、学校運営改善の実施	6
第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	
1 学校いじめ防止基本方針策定	6
2 学校の組織づくり	6
3 学校におけるいじめの防止等に関する取り組みの具体化に向けて	7
(1)いじめの未然防止	7
(2)いじめの早期発見	8
(3)いじめに対する措置	8
第4章 重大事態への対処	
1 重大事態の発生と調査	9
(1)重大事態の意味	9
(2)重大事態の報告	9
(3)調査の趣旨及び調査主体	9
(4)調査を行うための組織	9
(5)事実関係を明確にするための調査の実施	10
(6)その他の留意事項	12
(7)調査結果の提供及び報告	13
(8)重大事態発生時の対応図	14

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、南城市・南城市教育委員会・学校・家庭・地域・その他の関係機関の連携のもと、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめの定義

(定義)

第2条 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法】

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、各学校における「いじめ防止対策委員会等」を活用し継続的に行う。
- 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係を示さず。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのようにみえることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。
- インターネット上で悪口を書かれた当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒が心身の苦痛に至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- 好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

※具体的ないじめの様態は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれや集団による無視をされる

3 いじめの理解

- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。
- 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。
- いじめの加害・被害という2者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを容認しない雰囲気形成されるようにする。

4 いじめの防止等に関する基本的な考え方・基本姿勢

- ◇ 「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもつこと
- ◇ 「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつこと
- ◇ 「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念をもつこと

本市においては、上記3つの考え方を基本に、市・学校・家庭・地域・関係機関と連携を図り、取組を推進するものとする。

(1) いじめの未然防止

「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」ことを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止に取り組むことが何よりも重要である。特に、全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へ育み、いじめを生まない土壌を作るためには、教職員をはじめとする関係者が一体となった継続的な取組を行うことが重要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

これらに加え、いじめ問題への取組の重要性について、市民全体に認識を広め、家庭・地域と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、教職員をはじめ、児童生徒に関わる全ての大人が連携し、児童生徒の些細な変化にも気付き対応していくことが重要である。

このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われていることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、児童生徒が発するサインを見逃さず、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが重要である。

また、いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談等の実施により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭・地域と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を最優先に確保し、いじめたとされる児童生徒や周囲の児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導を行う等の対応を、迅速かつ組織的に行うことが重要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素から、いじめを把握した場合の対処のあり方について、校内研修あどを通じて、理解を深めておくことが必要であり、さらには、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(4) 学校・家庭・地域との連携

地域社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校・家庭・地域との連携を図ることが重要である。

このため、学校評議員やPTA、地域の関係団体と学校が、いじめの問題について共通認識を持ち、連携して取り組むように努めることが必要である。

(5) 関係機関との連携

学校や教育委員会が、いじめを行った児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、警察や児童相談所等の関係機関との適切な連携を図るため、平素から学校や教育委員会と関係機関との情報を共有する体制を構築しておくことが必要である。

第2章 いじめの防止等のために南城市が実施する施策

1 南城市いじめ防止基本方針の策定

(地方いじめ防止基本方針)

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

【いじめ防止対策推進法】

地方公共団体は、国の基本方針を参酌して、地方いじめ防止基本方針を策定するよう努める（いじめ防止対策推進法 第12条）ものとなっており、南城市も実情に沿った地方いじめ防止基本方針を策定する。さらに、基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し推進するとともに、これらに必要な行政上の措置その他の必要な措置を講ずる。

2 南城市いじめ防止対策連絡協議会（仮称）の設置

(いじめ問題対策連絡協議会)

第14条 地方公共団体は、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。 【いじめ防止対策推進法】

南城市は、「いじめ防止対策推進法」第14条第1項に基づき、いじめの防止等に関する関係機関の連携強化を図るため、学校、教育委員会、スクールカウンセラー、与那原警察署、民生委員等、その他の関係者により構成される、「南城市いじめ防止対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を必要に応じて設置する。

3 南城市いじめ問題専門委員会（仮称）の設置

（いじめ問題対策連絡協議会）

第14条 3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。 【いじめ防止対策推進法】

南城市教育委員会（以下「委員会」という。）は「いじめ防止対策推進法」第14条第3項に基づき、連絡協議会との円滑な連携の下に、学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うために教育委員会の附属機関として、「南城市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）を必要に応じて設置する。

この専門委員会は、弁護士や医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）をもって構成し、その公平性・中立性を確保する。

4 教育委員会の取り組み

（1）いじめの防止・早期発見に関すること

① 人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実

児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動の充実を図る。

② いじめの防止に関する理解の啓発と推進

いじめの防止に資する活動であって、児童生徒が自主的に行うものに対する支援、児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を推進する。

③ いじめの撲滅強化運動等の実施

児童生徒をいじめから守り、社会全体でいじめの防止に取り組むことへの理解及び協力を求めるため、「いじめ防止啓発月間」をもうける。

④ いじめの早期発見への措置

いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。

⑤ いじめに係る相談体制の整備

児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。

- ・教育相談員の配置
- ・スクールソーシャルワーカーの配置
- ・いじめ電話相談等

⑥ いじめの防止等に関する研修の実施

教職員に対し、いじめの防止等に関する研修の実施等、資質能力の向上に必要な措置を講ずる。

⑦ インターネットによるいじめの防止と関係機関との連携

インターネットを通じて行われるいじめに対しては、県教育委員会、総合教育センター、警察等の関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講ずる。

(2) いじめの対応に関すること

① いじめに対する措置

- ・ 教育委員会は、「いじめ防止対策推進法」第23条第2項の規定による学校からの報告を受けたときは、必要に応じて、当該学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。
- ・ 教育委員会は、学校からの報告を受けて、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命じる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。

② 学校の指導のあり方及び警察への通報・相談による対応

- ・ いじめが起きた場合には、被害児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、加害児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための必要な措置を講ずる。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組むよう指導・助言を行う。
- ・ いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、学校での適切な指導・支援や被害者の意向への配慮の下、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要であることを学校に指導・助言する。

(3) 学校評価、学校運営改善の実施

① 学校評価、教員評価等の留意点

- ・ 教育委員会は、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう、学校に必要な指導・助言を行う。

② 学校運営改善の支援

- ・ 教育委員会は、教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるように、教職員の職務の改善・効率化を推進し、学校運営の改善を支援する。また、学校が学校評議委員会等を活用することにより、いじめの問題など、学校が抱える問題を保護者や地域住民等と共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づいて基本方針を策定し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に、かつ組織的に推進する。校長の強力なリーダーシップのもと教職員の一致協力体制を確立し、教育委員会と適切な連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を進め、いじめの防止等に努める。

1 学校いじめ防止基本方針策定

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

【いじめ防止対策推進法】

各学校は、国又は県の基本方針を参酌し、自校におけるいじめの防止等の取り組みについての基本的な方向、取り組みの内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。策定した学校基本方針については、学校のホームページ等で公開する。

学校基本方針には、いじめの防止等のための取り組み、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制の充実、児童生徒指導体制の確立、校内研修の充実などが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処などいじめの防止等全体に係る内容等を盛り込む。

2 学校の組織づくり

(学校におけるいじめ防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

【いじめ防止対策推進法】

学校は、当該校の複数の教職員等によって構成される「いじめ防止対策委員会（仮称）」を組織する。日頃からいじめの問題等、児童生徒指導上の課題に対するための組織として位置付けている「運営委員会」や「生徒指導部会」等、既存の組織も併せて効果的に活用する。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官、又はその経験者等の外部の専門家の参加を求めることも効果的である。

3 学校におけるいじめの防止等に関する取り組みの具体化に向けて

(1) いじめの未然防止

いじめは、どの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなる事実を踏まえ、いじめを「しない、させない、見逃さない」対応で未然防止に、全教職員が取り組むものとする。

また、未然防止の取り組みについては、定期的なアンケート調査や欠席日数等を検証するなど、体系的・計画的に取り組むを行う。

① いじめについての共通理解

- ・ いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、各種機会を通して、平素から教職員全員の共通理解を図り、「いじめは人間として絶対に許さない」との雰囲気を学校全体で醸成する。

② いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などを推進し、児童生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ・ 自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整して解決していける力などの児童生徒の円滑なコミュニケーション能力を育てる。

③ いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ・ いじめの背景には、人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、児童生徒がストレスに適切に対処できる力を育み、お互いを認め合える人間関係、学校風土を作る。

④ 自己有用感や自己肯定感の育成

- ・ 全ての児童生徒が、認められている、満たされているという思いを抱き、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童生徒に供給し、自己有用感を高めるよう努める。
- ・ 自己肯定感を高めるため、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設ける。

⑤ 児童生徒が自らがいじめについて学ぶ取り組み

- ・ 児童生徒が自らいじめの問題について学び、問題を主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取り組みを推進(児童会・生徒会等によるいじめ撲滅の宣言など)する。その際、教職員は、全ての児童生徒が意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに、陰で支える役割に徹する。

(2) いじめの早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所、ふざけあいなどを装うなど、大人が気づきにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候も、いじめでないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わるおともに、いじめを積極的に認知する。

- ① 日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童生徒の示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ち、教職員相互が積極的に情報交換を行い、学校全体で情報を共有する。

- ② 学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に努める。その際、児童生徒の個人情報については、対外的な取り扱いの方針を明確にして適切に扱う。

(3) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに情報共有をはかり組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、社会性の向上、人格の成長に主眼を置き、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・ 児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、早い段階から的確に関わりを持ち、知らせてきた児童生徒の安全を確保する。
- ・ 発見・通報を受けた教職員は、一人で抱え込まず、「いじめの防止等の対策のための組織」に情報を提供し、組織が中心となって事実の有無を確認し、結果は、校長が責任を持って、学校の設置者、被害・加害児童生徒保護者へ連絡する。

② 警察との連携

- ・ 学校や学校の設置者が、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、所轄警察署と相談して対処する。
- ・ いじめられている児童生徒や報告した生徒等に対する仕返しが懸念される場合は、保護する観点から、必要があれば警察に早めに相談を行い、被害者等の保護対策を徹底する。
- ・ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれ（重大事態への発展）があるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

③ いじめられた児童生徒（被害者）又はその保護者への支援

- ・ いじめられた児童生徒から事実関係の聴取を行う際には、自尊感情を高めるよう留意し、個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意した対応を行う。
- ・ 家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝え、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝えるなど不安の除去に努めるとともに、児童生徒の見守りや落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・ 状況に応じて、心理や福祉等の専門家、警察官、教育経験者など外部専門家の協力を得る。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも継続して十分な注意を払うとともに必要に応じて支援を行う事が大切である。また、事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

④ いじめた児童生徒（加害者）への指導又はその保護者への助言

- ・ いじめた児童生徒からも事実確認の聴取を行い、複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得て組織的に、いじめをやめさせ、自らの行為の責任を自覚させるとともに再発を防止する。

- ・ 事実関係を聴取した際には、迅速に保護者へ連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して対応できるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

⑥ いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ

- ・ いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持たせる。
- ・ はやしたてるなどの行為は、いじめに加担する行為であることを認識させ、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ・ 全ての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

⑦ ネット上のいじめへの対応

- ・ ネット上の不適切な書き込みなどについては、被害の拡大を避けるため、プロバイダに対して直ちに削除する措置をとる。
- ・ 必要に応じて法務局の協力を求め、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれ（重大事態への発展）があるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

第4章 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査

（学校の設置者又はその設置する学校による調査）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

【いじめ防止対策推進法】

(1) 重大事態の意味

ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

イ 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識

ウ その他の場合

- ・児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があった場合

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、直ちに発生の報告を行う。

市立学校 → 市教育委員会 → 市長

- ※ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

ア 調査の趣旨

- 法 28 条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

イ 調査主体

- 教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体やどのような調査組織とするか判断する。
- 学校が主体となって調査を行う場合
 - ・教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う
- 教育委員会が主体となって行う場合
 - ・学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られない場合
 - ・学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合

(4) 調査を行うための組織

学校の設置者又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。

その組織の構成については、弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人的関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問

題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものである。

ア いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- いじめられた児童生徒から十分に聴き取る。
- 在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- いじめた児童生徒に対しては、調査による事実関係の確認をするとともに指導を行い、いじめ行為を止める。
- いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- これらの調査を行うに当たっては、事実の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的な指導・支援をしたり、関係機関ともより適切に連携して対応に当たる。

イ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

(いじめられた児童生徒が入院又は死亡した場合)

- いじめられた児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- 調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査が考えられる。

(自殺の背景調査における留意事項)

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第 28 条第 1 項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針（平成 23 年 3 月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つこと認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともにできる限りの配慮と説明を行う
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校の設置者又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案。
- 詳しい調査を行うに当たり、学校の設置者又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要。
- 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門科等の専門的知

識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者でない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており、学校の設置者の適切な対応が求められる。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にすることがある。

（6）その他の留意事項

（いじめに対する措置）

第23条第2項 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

【いじめ防止対策推進法】

（学校の措置者又はその設置する学校による対処）

第28条第1項 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

【いじめ防止対策推進法】

法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、法第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

また、事案の重大性を踏まえ、教育委員会は、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒の就学校の指定の変更や区域外就学等、いじめられた児童生徒の支援のための弾力的な対応を検討する。

(7) 調査結果の提供及び報告

(学校の措置者又はその設置する学校による対処)

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

【いじめ防止対策推進法】

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。これらの情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し適切に提供する。

イ 調査結果の報告

調査結果は、速やかに報告を行うもとし、報告先は以下のとおりとする。

市立学校 → 市教育委員会 → 市長

(8) 重大事態発生時の対応図

